

6. 一部負担還元金等付加給付について

健康保険においては、法律で定められた給付を行うほか、組合が独自で定める付加給付の制度があります。

出版健保には、医療機関等で保険診療を受けた際の自己負担した額（高額療養費分を除く）に対して、標準報酬月額83万円以上の方は**40,000円**、

標準報酬月額53万円以上79万円以下の方は**30,000円**

その他の方は**20,000円**

を控除し、1,000円以上の額から100円未満を切り捨てた額を、医療機関等からの請求をもとに自動的に支給する制度があります。

付加給付一覧

一部負担還元金、家族療養費付加金、合算高額療養費付加金、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金

■詳細は、[こちら](#)をご参照ください。